

三宅島噴火災害に係る都税の取扱いについて

～ 被災された方々の生活再建を支援します ～

三宅島噴火災害により被災された方々の都税の申告・納付等については、その期限を延長していましたが、この度、平成12年6月26日以降に期限が到来するものについては、平成17年6月30日(木)をその期限とすることとしました。

また、併せて、都税の減免等の措置を講じることとしましたので、お知らせします。

1 申告・納付等の期限

平成17年6月30日(木)(平成12年6月26日以降に期限の到来するもの)

やむを得ない理由により、期限までに申告・納付等ができない方は、個別に期限が延長される場合があります。

平成17年6月30日以降に期限が到来するものについては、通常どおりの期限までに申告・納付等いただきますようお願いいたします。

2 減免等の措置

裏面のとおり

減免等の措置を受けるためには、申請が必要となる場合があります。申請期限等の取扱いは、税目により異なりますのでご注意ください。

3 お問い合わせ先

詳しくはお近くの都税事務所(自動車税及び自動車取得税については、自動車税事務所)、支庁又は下記までお問い合わせください。

税目等	連絡先	電話番号
三宅支庁	総務課行政係	04994-2-1311(代)
不動産取得税 固定資産税・都市計画税	資産税部計画課減免指導係	03-5388-3045
自動車税・自動車取得税	課税部課税指導課自動車税係	03-5388-2954
個人事業税	課税部課税指導課個人事業税係	03-5388-2956
納税の猶予	徴収部徴収指導室納税指導係	03-5388-3023
その他	税制部税制課税制係	03-5388-2949

税 目	減 免 等 の 措 置						
<p>島内・島外分 不動産取得税</p>	<p>被災により所有する家屋が滅失又は損壊した方が都内にその代替として家屋及びその敷地を取得した際に係る税を全額減免します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示解除前後を通じて、被災した家屋 1 件につき、減免対象となる家屋は 1 件です。 ・ 避難指示解除後 3 年以内に取得した場合に限ります。 三宅村民（法人を含む。）については、避難指示解除前に三宅島以外の区域で家屋等を取得した際に係る税と、解除後に島内で取得した際に係る税とについて重複して減免を受けられます。 						
<p>23区分 固定資産税 都市計画税</p>	<p>平成12年度分から平成16年度分について、三宅村民が23区内に所有し、かつ、本人（親族を含む）が使用した住居・店舗等、その敷地及び償却資産に係る税を全額減免します。 高感受性等のやむを得ない理由により帰島が遅れる場合には、帰島時期に応じて個別に減免します（平成17年度分）。</p>						
<p>島内分 自動車取得税</p>	<p>被災により所有する車を廃車された方が帰島後にその代替として自動車を取得した際に係る税を全額減免します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した自動車 1 台につき、減免対象となる自動車は 1 台です。 ・ 避難指示解除後 1 年以内に取得した場合に限ります。 						
<p>島内分 自動車税</p>	<p>島内に留置したまま廃車された場合は、平成12年 7 月から廃車までの間課税されません。</p>						
<p>個人事業税</p>	<p>平成12年度分について、</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">被災による損害額が所得額の 2 割を超える方 { 損害額 - 所得額 × 0.1 } × 税率を減免</td> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">最も有利なものを適用</td> </tr> <tr> <td>全資産に対する被災の程度が 3 割を超える方</td> </tr> <tr> <td>被災の程度に応じ税額の 3/4 ~ 1/4 を減免</td> </tr> <tr> <td>事業用資産に対する被災の程度が 5 割を超える方 事業所得に応じ税額の全額 ~ 1/4 を減免</td> </tr> </table>	被災による損害額が所得額の 2 割を超える方 { 損害額 - 所得額 × 0.1 } × 税率を減免	}	最も有利なものを適用	全資産に対する被災の程度が 3 割を超える方	被災の程度に応じ税額の 3/4 ~ 1/4 を減免	事業用資産に対する被災の程度が 5 割を超える方 事業所得に応じ税額の全額 ~ 1/4 を減免
被災による損害額が所得額の 2 割を超える方 { 損害額 - 所得額 × 0.1 } × 税率を減免	}	最も有利なものを適用					
全資産に対する被災の程度が 3 割を超える方							
被災の程度に応じ税額の 3/4 ~ 1/4 を減免							
事業用資産に対する被災の程度が 5 割を超える方 事業所得に応じ税額の全額 ~ 1/4 を減免							

納税の猶予

災害等で相当の損失を受けたことなどの理由により期限までに納付できない方は、三宅支庁又は都税事務所に申請することによって、一定の期間に限り納税の猶予を受けることができます。

詳しくは、表面、「お問い合わせ先」にお尋ねください。